

# 感染防止等に留意した対応について

(医科外来等感染症対策実施加算、入院感染症対策実施加算 要件)

- ・状況に応じて、飛沫予防策や接触予防策を適切に行う等、感染防止に十分配慮して患者及び利用者への診療等を実施することについて
  - ① 診療においては、マスク着用の上、ソーシャルディスタンスを可能な限りとり、飛沫防止パネルを設置する等により、感染防止を図ってまいります。
  - ② 定期的な消毒を実施し、接触感染の予防に努めます。
  - ③ 面会希望者には、検温や県外移動歴を確認し、やむを得ず10分間におさめて頂き、外部からの感染防止に努めます。
  
- ・新型コロナウイルス感染症の感染予防策に関する職員への周知を行うことについて  
以下の内容を周知しています。
  - ① 手洗い・うがいの基本的な予防策を励行します。
  - ② 毎日の検温を実施し、また記録して体調管理に努めます。
  - ③ 発熱時は、十分な休養期間を設け、万一の感染拡大の防止に努めます。
  - ④ 県外への外出は、事前に届を提出し、必要あれば帰嶺後に十分な期間の休暇を設置します。
  
- ・病院や施設等の運用について、感染防止に資するよう、変更等に係る検討を行うことについて  
以下の内容を検討してまいりました。また今後も検討していきます。
  - ① 入院患者の感染防止対策として、全病床に制菌カーテンを設置することを検討し、令和3年1月に設置完了しました。
  - ② 人が集まりやすい病棟ホールの換気を一層進めるために、排煙窓の改修繕を行い、より換気しやすい環境作りを進めます。
  - ③ 病院内の職員の動線について、他部署との接触を極力少なくするため、更衣室や食堂を所属部署ごとに分離を進め、感染防止に資します。

以上

令和3年4月1日  
廣中病院